

事業概要及び測量説明会

調布都市計画道路3・4・2号 水道道路線整備事業

 東京都北多摩南部建設事務所

事業概要

調布都市計画道路3・4・2号 水道道路線

路線の概要



調布3・4・2号(水道道路線)の概要

都市計画道路名	調布都市計画道路3・4・2号 (水道道路線)
都市計画決定	昭和37年12月22日
事業化予定区間	狛江市岩戸南四丁目地内～ 同市東和泉三丁目地内
延 長	約1,610m
幅 員	16m
車 線 数	2車線(上り1車線, 下り1車線)

計画平面図

計画平面図



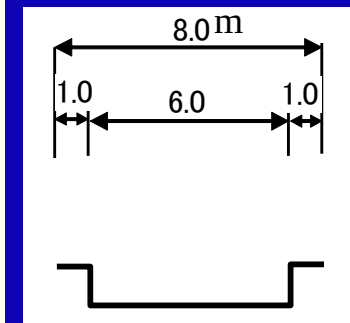
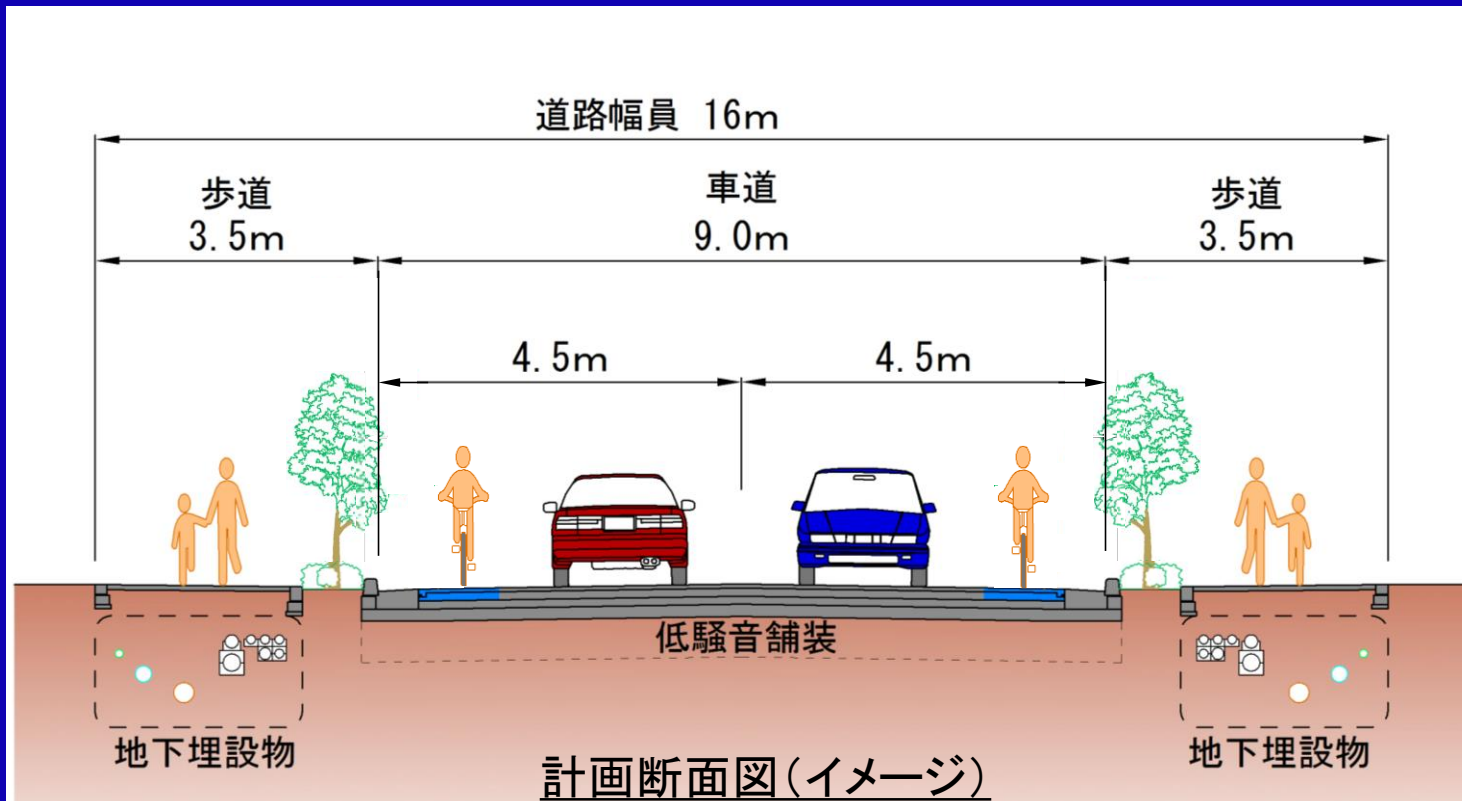
計画平面図



※この図面は都市計画道路網図1/2500を縮小したものです。

整備の方針

- 電線類の地中化
- 道路緑化
- 低騒音舗装
- バリアフリー化歩道



現況断面図

事業の効果

①交通事故の低減など、
地域の安全性の向上

②良好な都市景観の創出

③道路ネットワークの形成
(緊急車両のアクセス向上)

④延焼遮断帯の形成による
地域の防災性の向上

①交通事故の低減など、 地域の安全性の向上

歩道を現行の1m未満から3.5mに拡幅することにより、歩行者、車椅子、ベビーカーなど、地域の皆様が安心して通行可能に



水道道路状況
狛江六小北交差点付近



松原通り
調布市若葉町三丁目付近

①交通事故の低減など、 地域の安全性の向上

自転車走行空間を設置し、歩行者、自転車、自動車を分離することで、これまで懸念されていた交通事故の危険性も大きく低減



水道道路状況
狛江六小北交差点付近



松原通り
調布市若葉町三丁目付近

②良好な都市景観の創出

電線類を地中化することにより、歩道幅員を十分に確保するとともに、景観が向上し、快適な都市空間を創出

<整備前>

<高幡不動付近>

<整備後>



電線類地中化前

電線類地中化後

- ・ 歩道の有効活用
- ・ 景観の向上

②良好な都市景観の創出 (地域の防災性の向上)

電線類の地中化により、震災や台風による電柱倒壊とそれによる停電被害及び道路閉鎖を回避



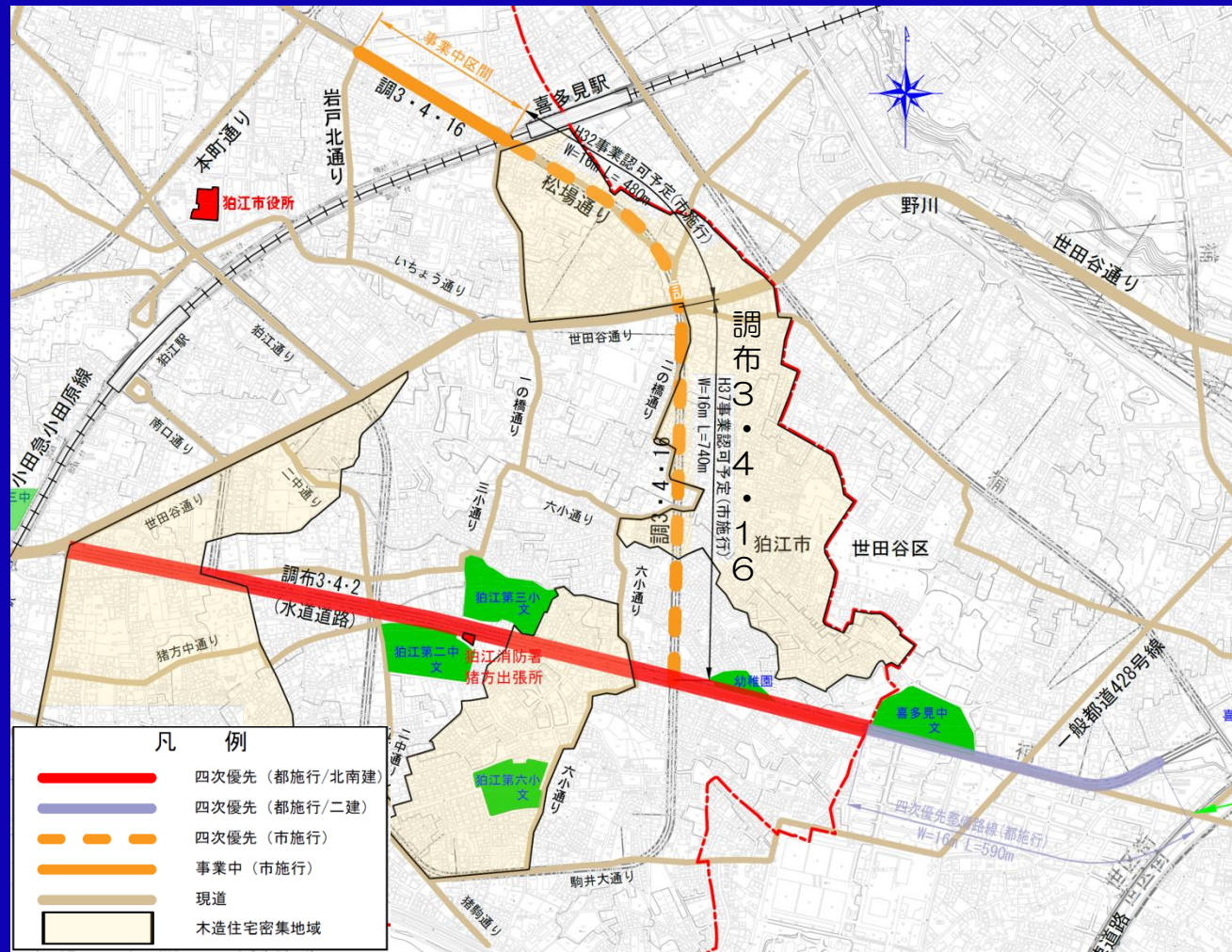
平成30年台風第21号
(大阪府泉南市)
出典：国土交通省

平成30年台風第21号による電柱倒壊
大阪府泉南市

③道路ネットワークの形成 (緊急車両のアクセス向上)

2019.3.7 調布3・4・2説明会

調布3・4・16号線(市施行)の整備と合わせ、狛江市内の道路ネットワークが強化され、広域交通及び市内循環が円滑化

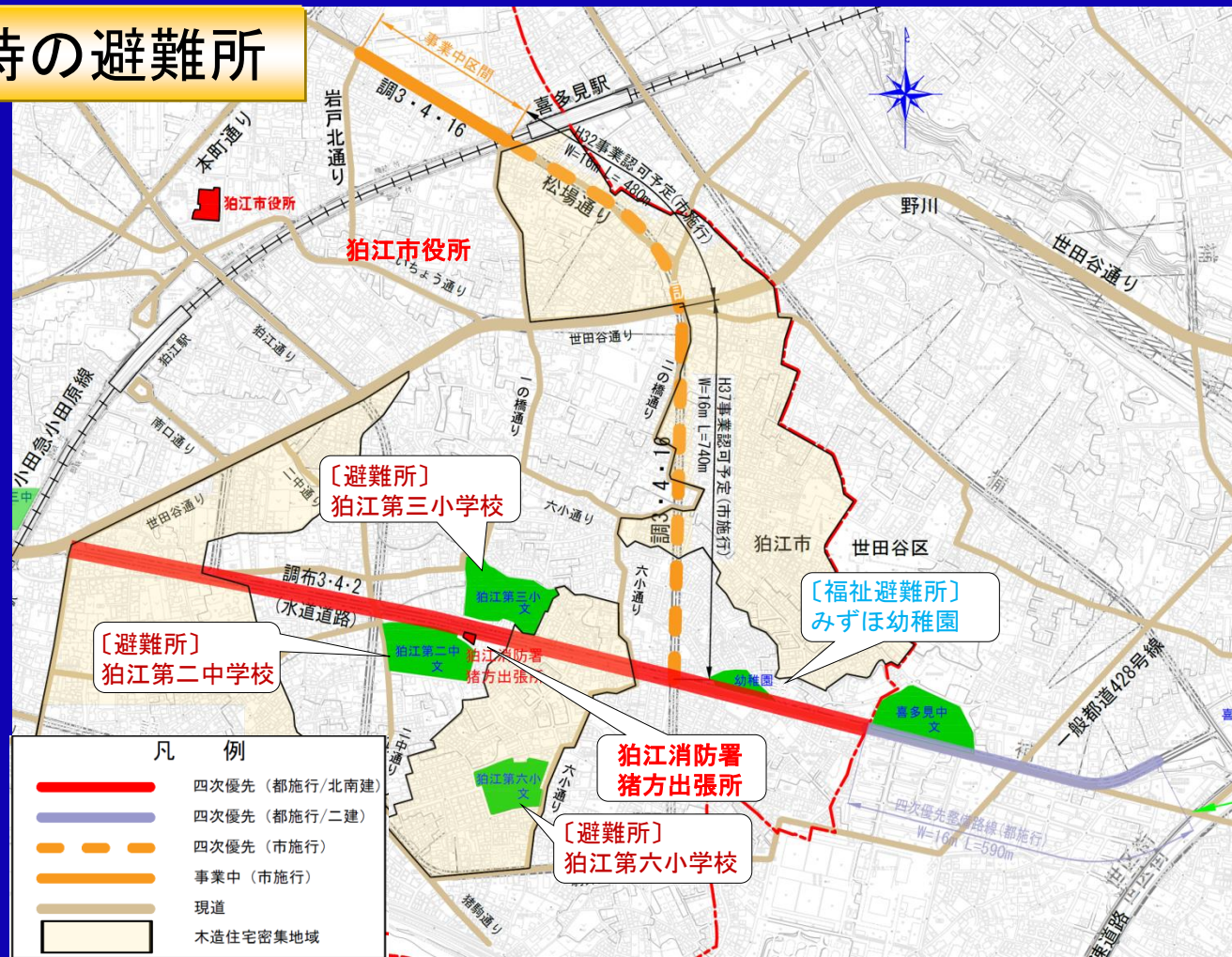


③道路ネットワークの形成 (緊急車両のアクセス向上)

2019.3.7 調布3・4・2説明会

本路線の拡幅整備により、震災時の避難路や救援物資の輸送、救急救命活動等の緊急車両の通行阻害を解消

震災時の避難所



狛江市耐震改修促進計画では、市内 8 つの木造住宅
密集地域のうち、3 つが水道道路沿道に指定

凡例

- 駅名称
- [Red Outline] 木造住宅密集地域

H24 建物現況

- [Light Green] 耐火法
- [Medium Green] 準耐火大造
- [Dark Green] 防火大造
- [Grey] 木造

防火規制

- [Blue] 防火地域
- [Light Green] 準防火地域

Map Labels:

- 西野川四丁目
- 中和泉五丁目
- 中和泉二丁目
- 岩戸北四丁目
- 東和泉二丁目
- 猪方三丁目
- 駒井町一丁目
- 岩戸南三丁目

Scale: 0m 100m 200m 300m 400m 500m

Compass Rose: N, S, E, W

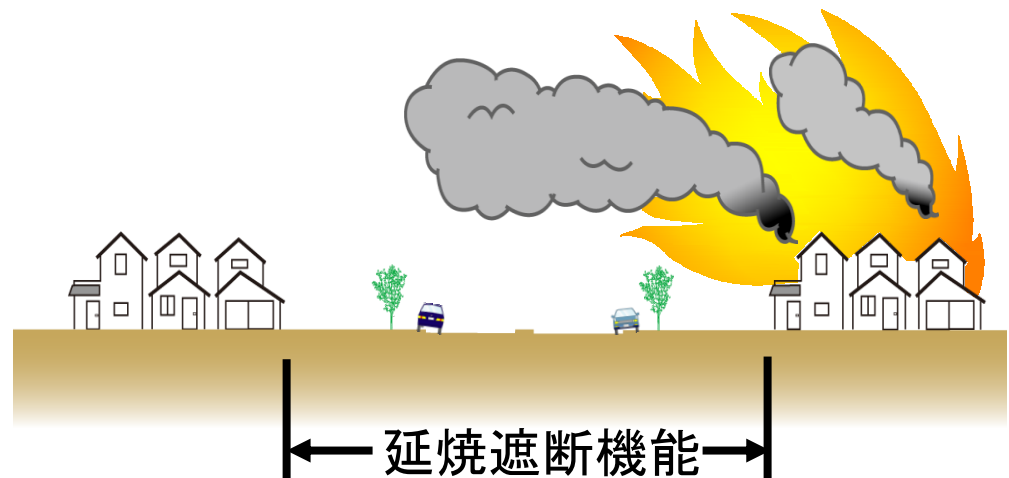
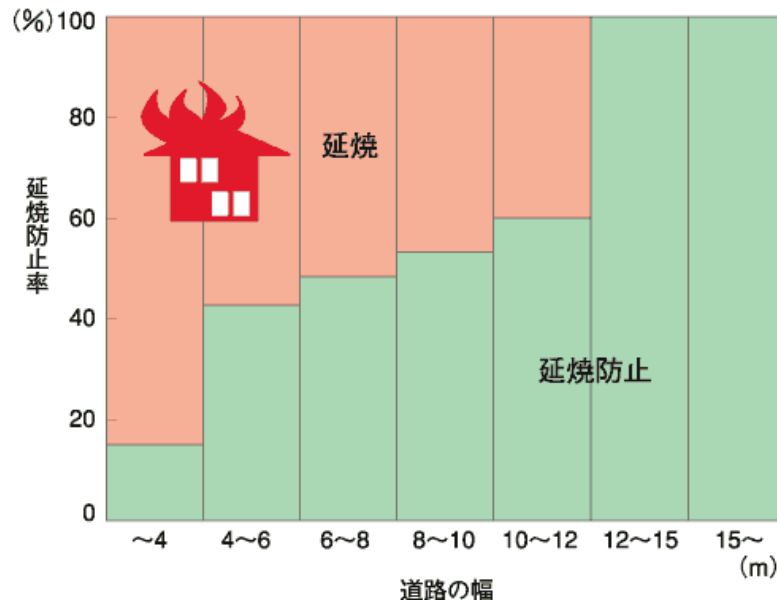


④延焼遮断帯の形成による 地域の防災性の向上

幅員の広い道路への整備により、沿道建築物の不燃化促進と合わせ、火災時の延焼防止に大きな効果を発揮

道路幅員と延焼防止率の関係

(阪神・淡路大震災における神戸市長田区の事例)



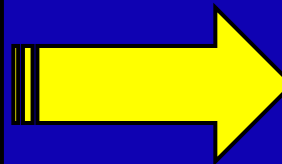
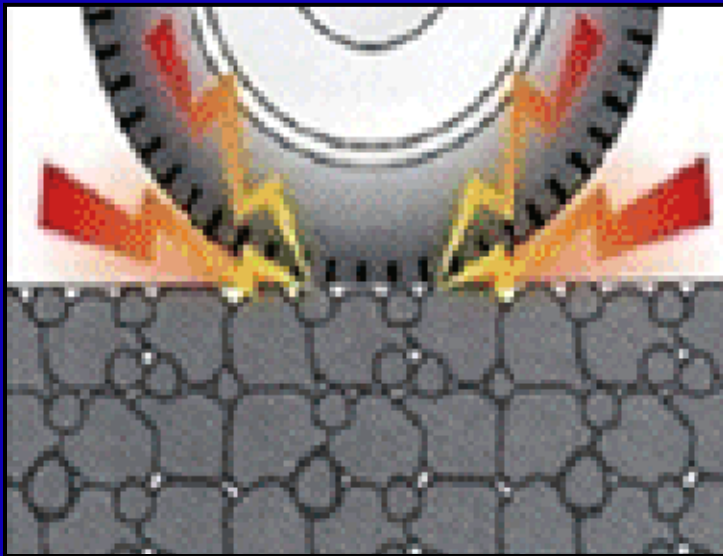
出典：国土交通省道路局道路IR・道路整備効果事例集

その他の事業効果

低騒音舗装の効果

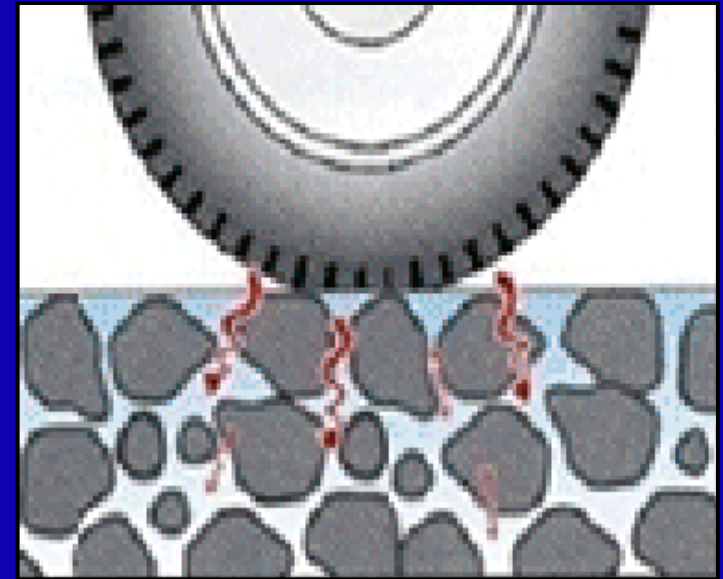
本整備では、騒音低減効果のある低騒音舗装を採用

通常の舗装



路面騒音
の低減

低騒音舗装



空隙の多い舗装

セミフラット(バリアフリー化)

本路線では、車道と歩道の段差が小さいセミフラットを採用。車椅子の方など、誰もが通行しやすい幅の広い緩い傾斜の歩道に整備。

<現状>



水道道路状況
猪方一丁目付近

<整備後イメージ>



狛江通り
東和泉一丁目付近

都市計画道路ができるまで

1

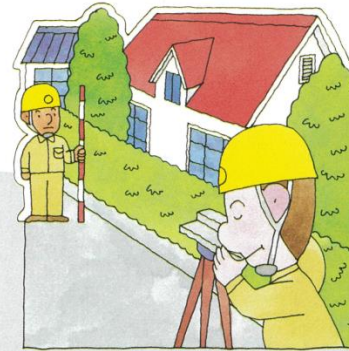
事業概要および測量説明会の開催



計画道路の沿道の皆さまにご理解をいただくため、事業概要および測量についての説明を行います。なお、チラシの配布により説明会に代えさせていただく場合もございます。

2

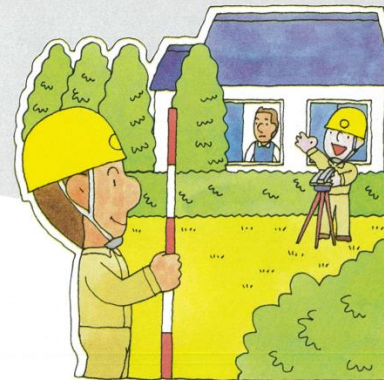
現況測量の実施



この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

3

用地測量の実施



この測量により、取得させていただく土地の面積が確定します。

4 事業着手の手續



都市計画法第59条により、事業着手の
手續をとります。

6 用地折衝・協議



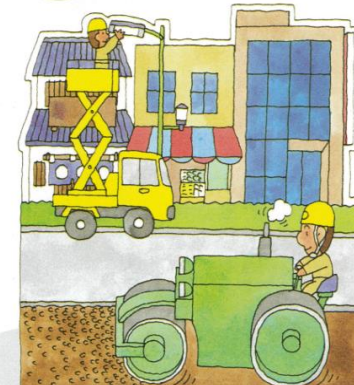
対象となる皆さまと、土地の取得・家屋
移転などについて、個別に協議させてい
たします。

8 物件移転



取得させていただく土地にある家屋など
の物件を移転していただきます。

10 工事の実施



沿道の皆さまに、できるだけ迷惑のか
からないように工事を行います。

5 用地説明会の開催



用地取得の対象となる皆さま（アパートな
どの居住者の皆さま含まれます。）に具
体的な補償について説明します。また、家
屋補償についても説明します。

7 契約・補償金の支払い



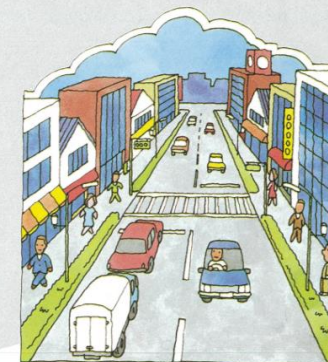
話し合いがまとまると、契約をとりか
わし、補償金をお支払いします。

9 工事に関するお知らせ



チラシの配布等により、沿道の皆さまに、
工事の実施に関するお知らせをいたしま
す。工事の規模が大きい等の事情により、
説明会を行う場合もございます。

11 都市計画道路の完成



多くの皆さまのご理解とご協力により、
都市計画道路が完成します。

測量の進め方について

現況測量・用地測量

1

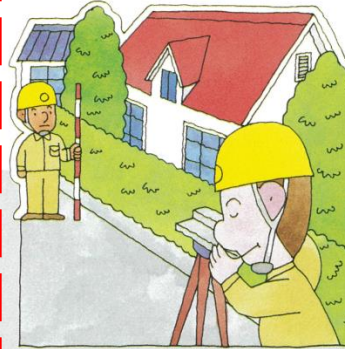
事業概要および測量説明会の開催



計画道路の沿道の皆さまにご理解をいただくため、事業概要および測量についての説明を行います。なお、チラシの配布により説明会に代えさせていただく場合もございます。

2

現況測量の実施



この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

3

用地測量の実施



この測量により、取得させていただく土地の面積が確定します。

平成31年3月7日(木)
調布都市計画道路3・4・2号水道道路線
事業概要及び測量説明会

現況測量と用地測量について

◆ 現況測量の目的

現況測量は、皆様の土地や建物と、都市計画道路線との位置関係を明らかにすることを目的としています。このため、皆様の土地や建物の位置、周辺道路の形状などの測量を行います。

◆ 現況測量の流れ

1. 測量の基準となる点の設置



2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量

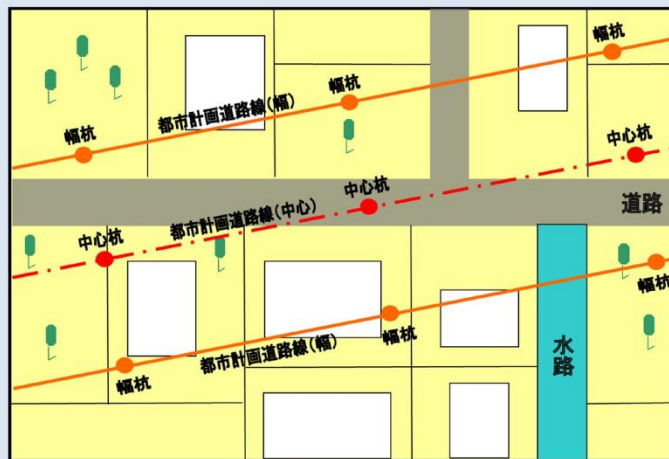


3. 都市計画道路の中心杭および幅杭の設置



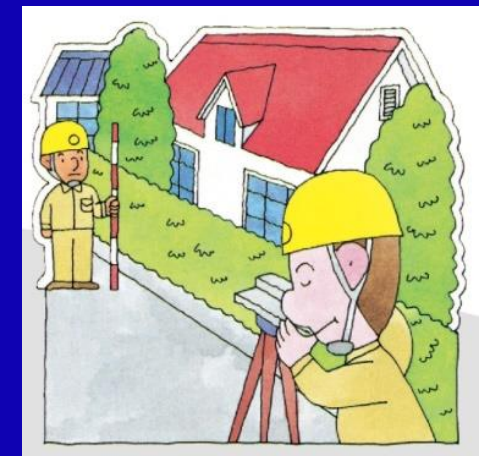
4. 都市計画道路の縦断及び横断方向の高さの測量

◆ 現況平面図（イメージ図）



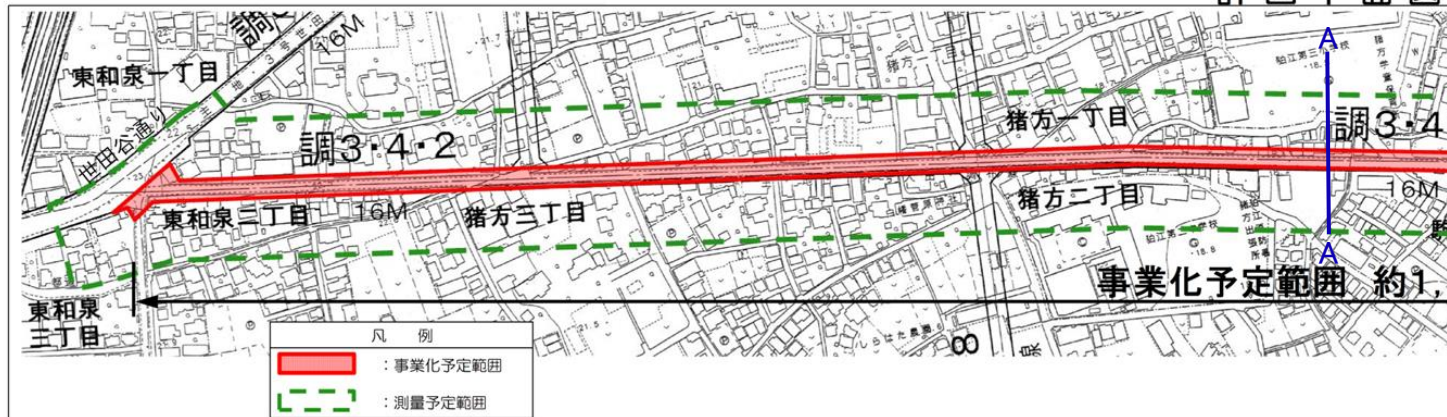
現況測量の目的

この測量は、事業予定地周辺にある皆様の土地や建物と、都市計画道路線との位置関係を明らかにすることを目的としています。



現況測量の範囲

計画平面図



計画平面図

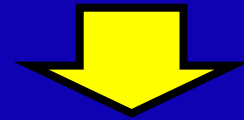


※この図面は都市計画道路網図1/2500を縮小したものです。

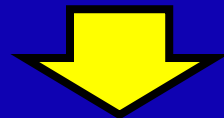
土地・建物や道路の形状等により、測量範囲が
この図と異なる場合があります。

現況測量の流れ

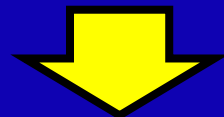
1. 測量の基準となる点の設置



2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置を測量

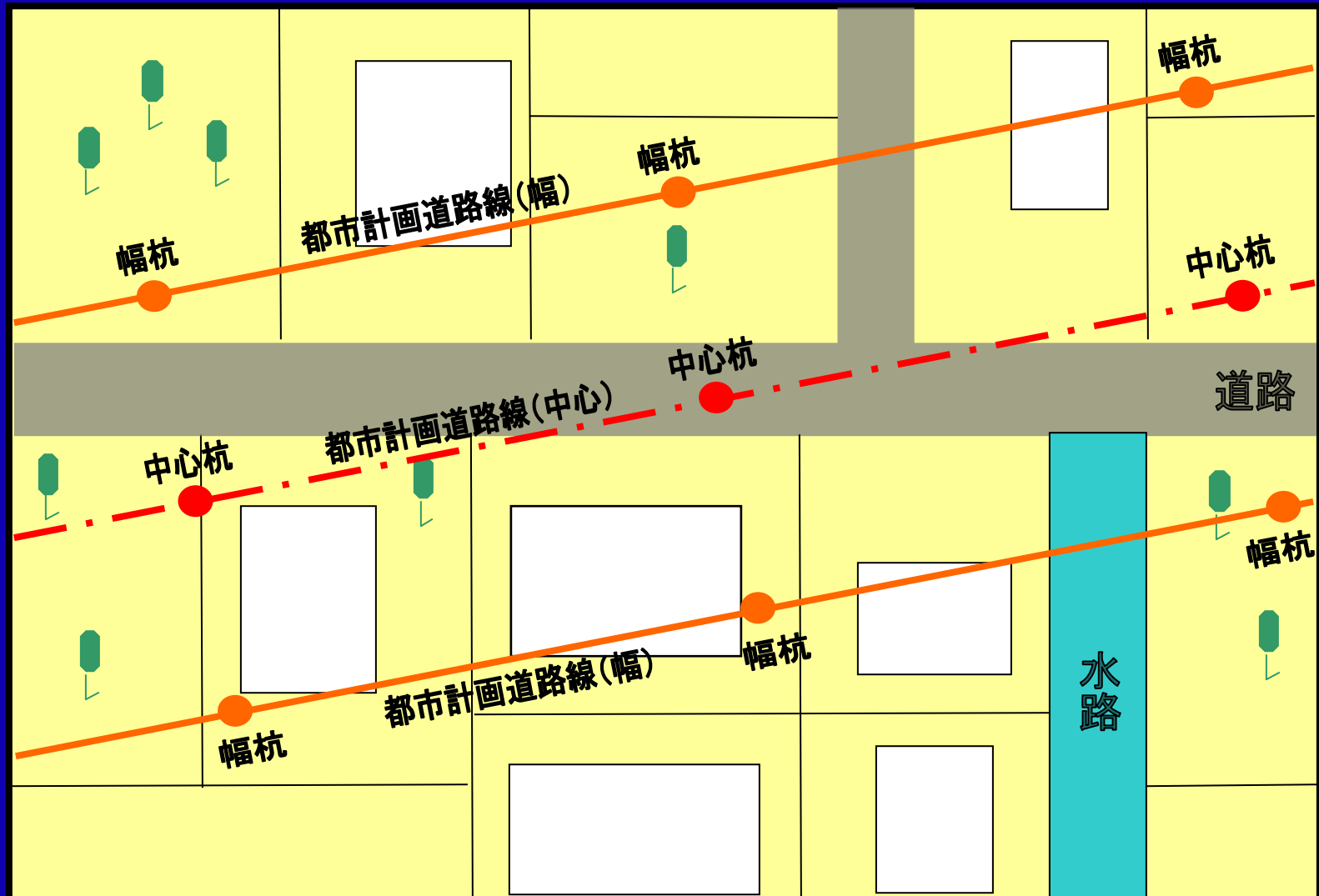


3. 都市計画道路の中心杭および幅杭の設置



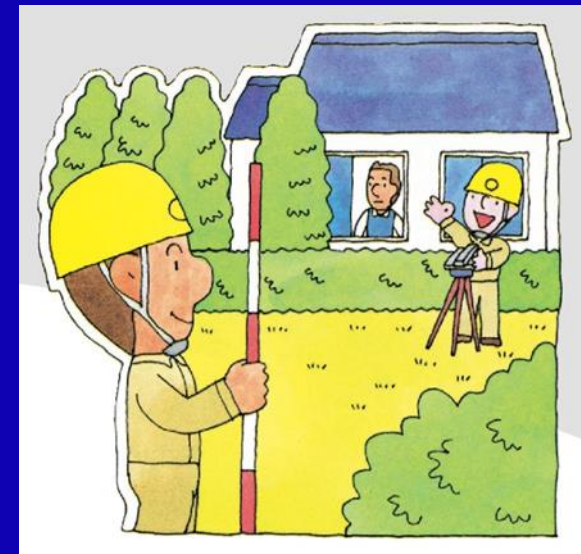
4. 都市計画道路の縦断及び横断方向の高さの測量

現況平面図（イメージ図）



用地測量の目的

この測量は、道路として取得させていただく土地の面積を求めることを目的としています。



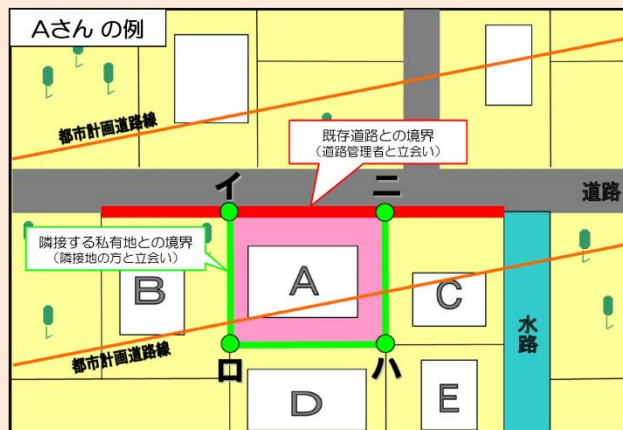
◆ 用地測量の目的

用地測量は、道路として取得する土地の面積を確定させることを目的としています。このため、道路を整備するために必要となる土地について、隣接する周辺の土地との境界を立会い確認し、境界点の測量を行います。

◆ 用地測量の流れ

1. 境界を確認するための資料収集・調査
↓
2. 境界を確認する現地立会い
↓
3. 確認した境界点の測量
↓
4. 個々の土地の道路予定地面積を確定

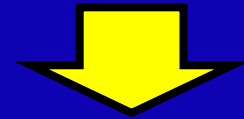
◆ 土地境界の現地立会い



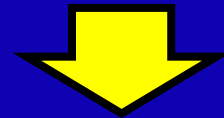
- 現況測量、用地測量の作業にあたっては、都市計画道路周辺の皆様の敷地内へ立ち入らせていただく必要があります。
- 皆様の敷地内に立ち入る際には、必ずお声がけ等をいたしますので、ご協力をお願いいたします。
- 測量作業は、東京都が委託した測量会社が行います。
- 測量にあたっては、身分証明書を常に携帯し、腕章をつけて作業を行います。

用地測量の流れ

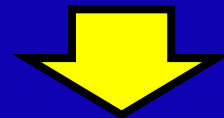
1. 境界を確認するための資料収集・調査



2. 境界を確認する現地立会い



3. 確認した境界点の測量



4. 個々の土地の道路予定地面積を確定

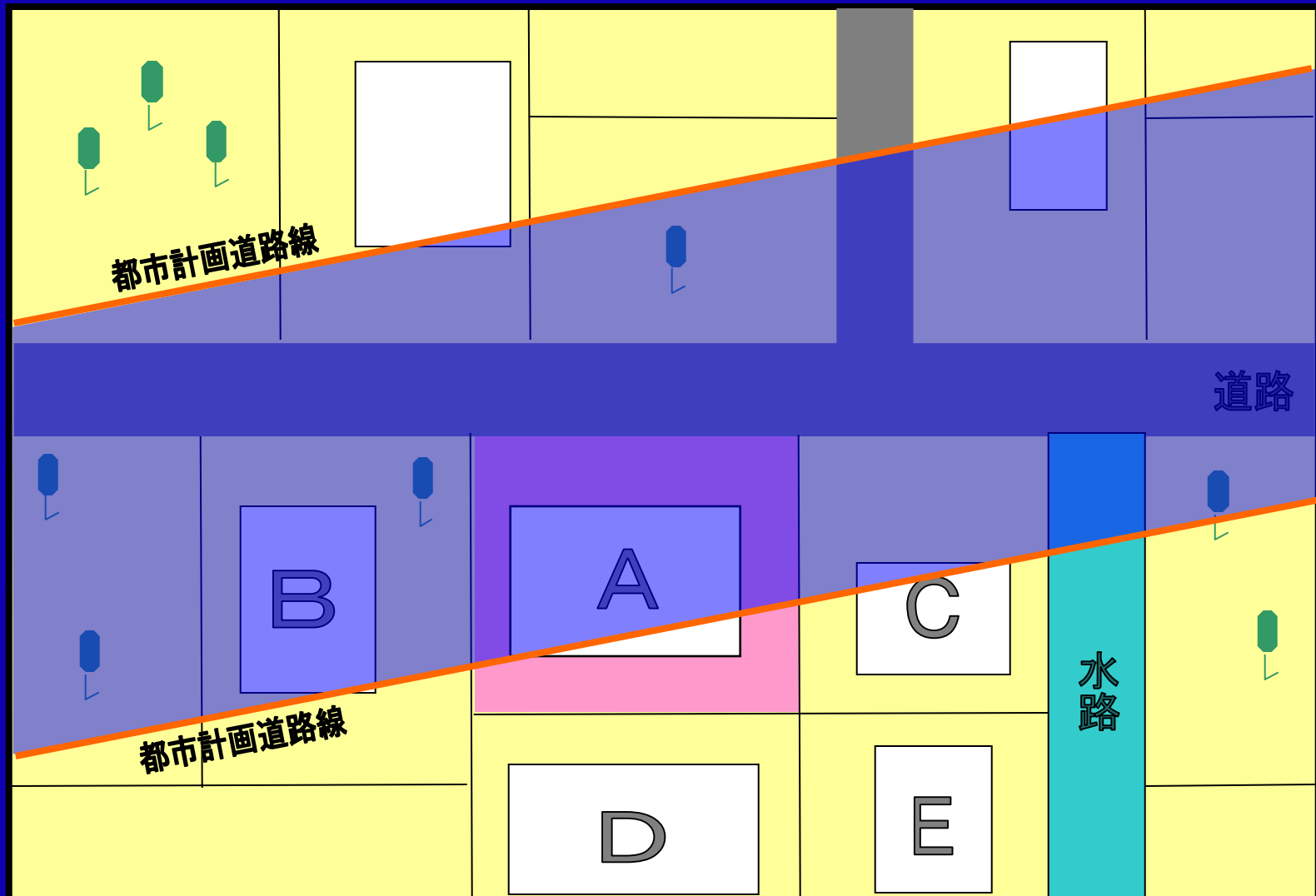
1. 境界を確認するための 資料収集・調査

- (1) 土地境界を確認するために必要な
資料を調査して、取得します。
- (2) 皆様の敷地内で、既存の境界標識
などを調査し、確認します。

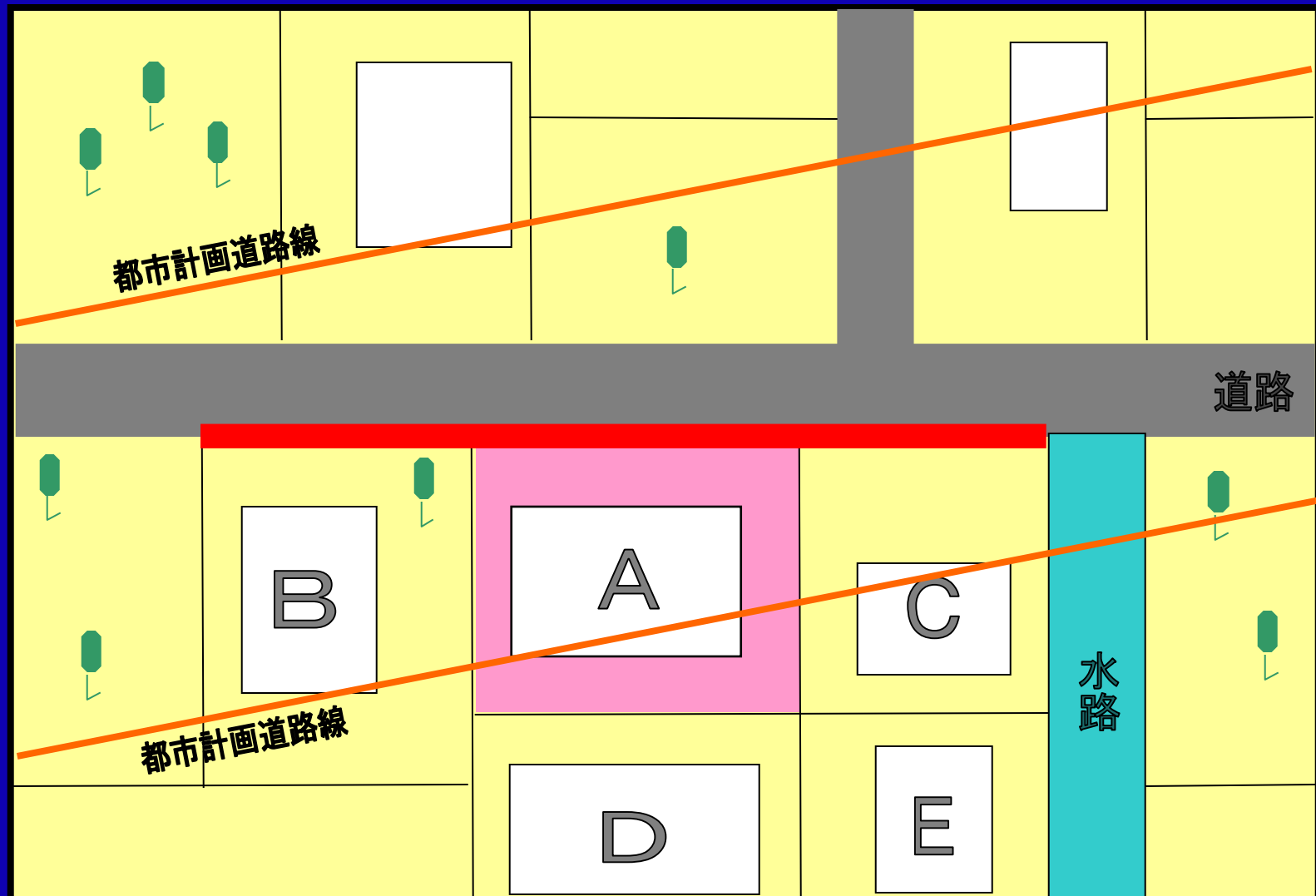
2. 境界を確認する現地立会い

- (1) 現在ある道路などの公共用地と
私有地との境界の確認
- (2) 私有地と私有地との境界の確認

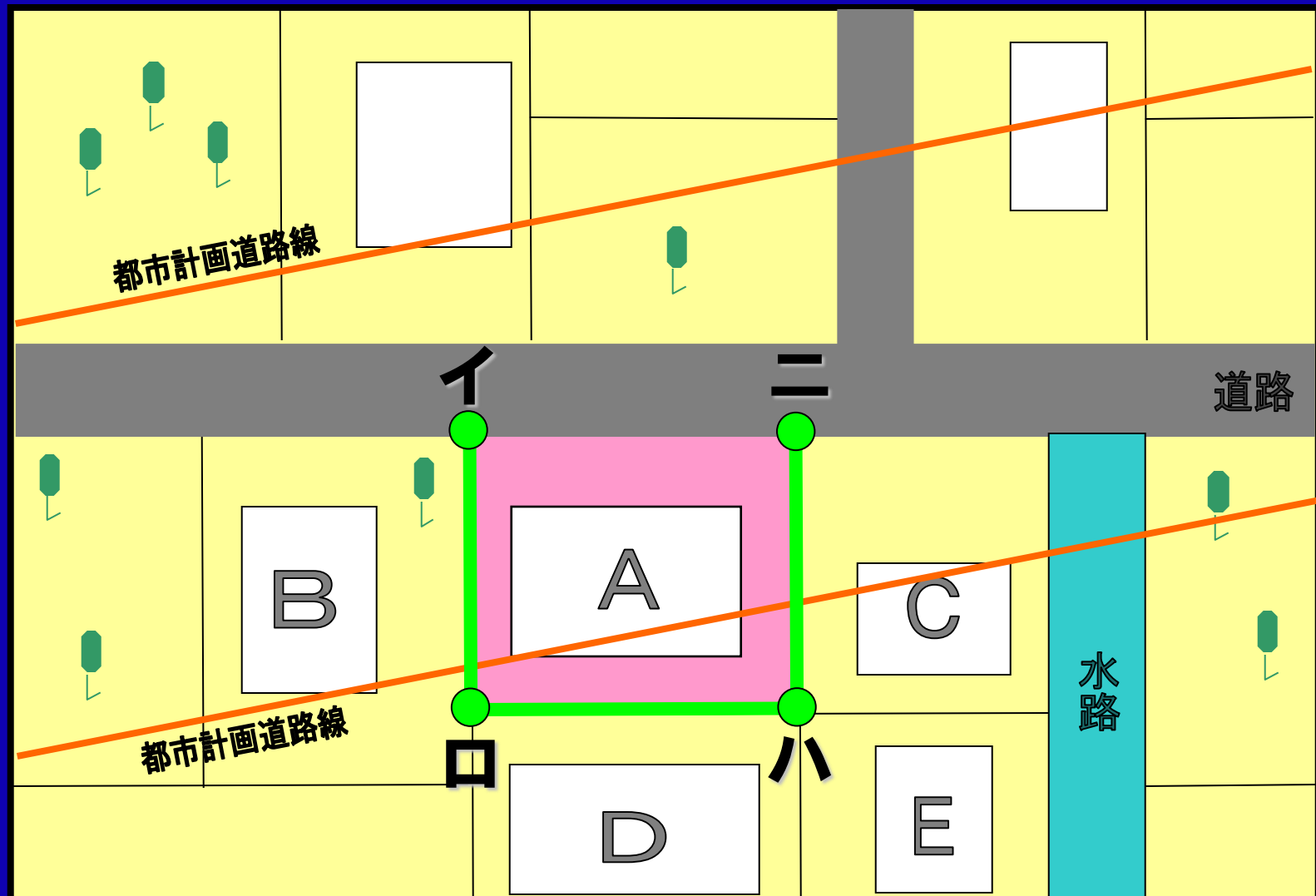
境界確認の手順（Aさんの場合）



公共用地と私有地との境界確認



私有地と私有地との境界確認



立会い通知書の見本

東京都北多摩南部建設事務所

土地境界の立会確認のお願い

皆様方には、日頃より東京都の道路行政に対するご理解とご協力ありがとうございます。

このたび、都市計画道路 号線の整備事業による用地測量作業に伴い、あなた様の所有されている土地と、隣接する土地との境界を現地で確認できるようお願い致します。

お忙しい中、誠に恐縮ではありますが、下記の場所・日時にお立会下さるようご通知させていただきます。

記

土地の所在	市	町	丁目	番
立会の日時	平成	年	月 日	時 分から

立会に際しましては

- この通知書と印鑑（認印）をご持参下さい。
- 代理人に立会わせる場合は、別紙委任状に記入・押印のうえご持参ください。
- 所有されている土地を貸している方は、借地人に方への連絡をお願いします。
- ご都合の悪い方は、日時等の調整を行いますので、下記の担当者までご連絡下さい。
- 小雨の場合は決行いたします。

担当者 〒183-0006 東京都府中市緑町1丁目27番地1
東京都北多摩南部建設事務所 工事第一課
測量担当
電話

測量会社
担当者
電話

委任状

私は 住所 _____

氏 名 _____

を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

土地所在・地番

東京都 _____

の土地境界の立会・確認・承認の権限

平成 年 月 日

東京都北多摩南部建設事務所長殿

委任者 住所 _____

氏 名 _____ (印)

連絡先 _____

立会証明書の見本

別紙第9号様式(第32条関係)

嘱託登記用

立 会 証 明 書

土地の表示

上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり関係所有者と立会いし、土地の筆界について異議なく確認されたものである。

地 番	所 有 権 者	立 会 人 住 所 (上) 氏 名 (下)	所有者との関係	確認年月日	押 印
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	

本立会証明書のとおり立会いの事実を確認し、測量をしたものであることを証明します。

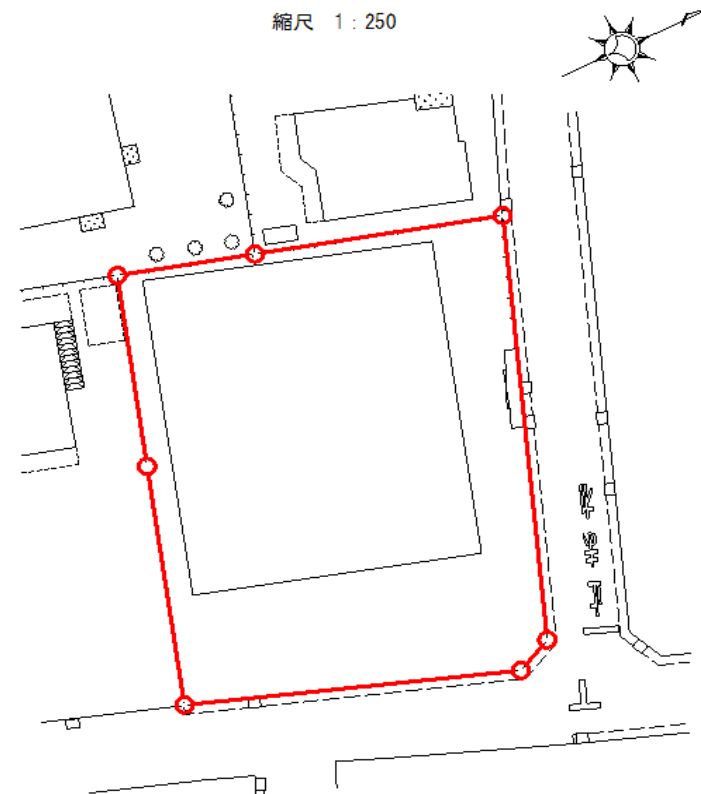
平成 年 月 日

調査 測量者職氏名

東京都北多摩南部建設事務所 工事第一課 測量担当

地形・筆界点見取図

縮尺 1:250



3. 確認した境界点の測量

境界立会いで確認された境界点を測量し、位置を特定します。

この測量は、皆様に立会いをお願いすることはありません。

境界点を現地に明示しておくため、金属鋳やプレートなどを設置させていただく場合があります。

4. 個々の土地の 道路予定地面積を確定

境界点の測量結果に基づき面積の計算
を行い、個々の土地における道路予定地
の面積を確定します。

敷地内への立ち入りについてのお願い

現況測量や用地測量の作業にあたっては、事業予定地周辺の皆様の敷地内に立ち入りさせていただく必要があります。

皆様の敷地内に立ち入る際は、必ず、お声がけ等をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

身分証明書と腕章の見本

身分証明書

身分証明書

氏名 _____

年 月 日生

勤務先 _____

住所 _____

上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。

記

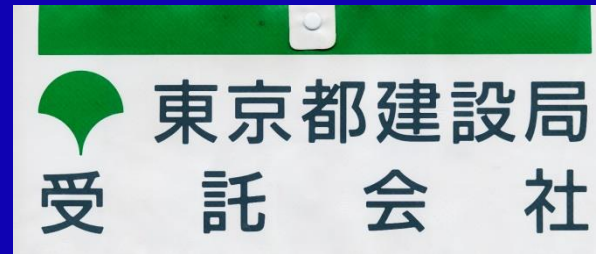
1. 件名 _____

2. 委託場所 _____

3. 委託期間 自 _____ 年 月 日
至 _____ 年 月 日

東京都北多摩南部建設事務所長

腕章

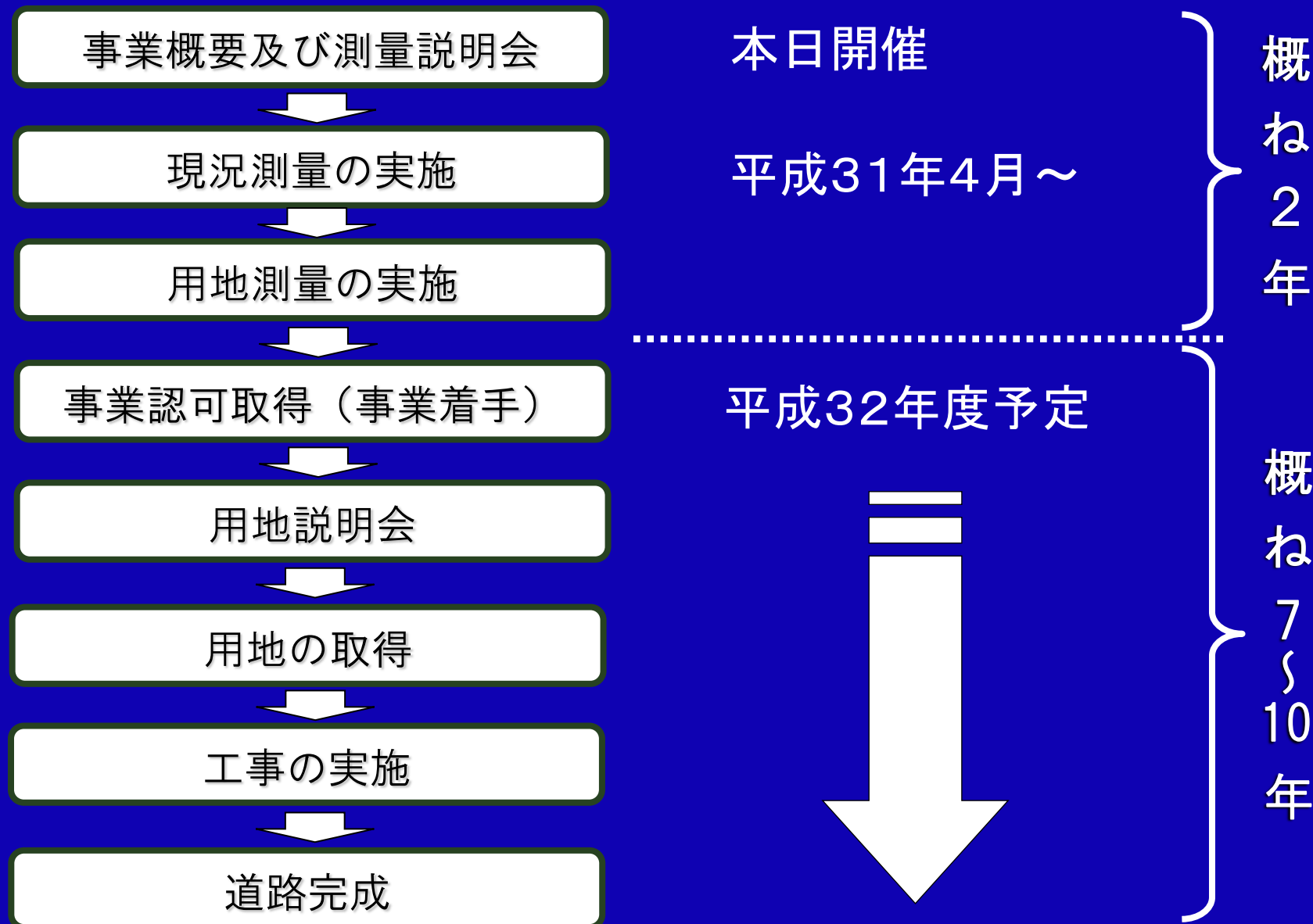


装着例

測量作業は、東京都が委託する測量会社が行います。

作業員は、身分証明書を常に携帯し、腕章をつけて作業を行います。

今後の事業の流れ



皆様のご理解とご協力を
よろしくお願いします

東京都北多摩南部建設事務所



質疑応答の時に 説明したスライド

世田谷区側（補助214号線）について

